

令和2年12月27日
最終改正 令和2年12月31日

検疫の強化の対象となる国・地域の指定及び検査証明書の提出について

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室
外務省領事局政策課

今般、政府の決定(別添)により、国内で変異ウイルスの感染者が確認された国・地からのすべての入国者は、出国前 72 時間以内の検査証明が必要とされます。また、検査証明を提出できない帰国者は、検疫所が確保する宿泊施設での 14 日間の待機が必要とされます。

本措置の対象となる国・地域は以下のとおりです。

(注) 外務省及び厚生労働省において確認ができた都度、指定して公表します。

なお、※の国・地域については、当該国・地域内で変異ウイルス感染事例が確認されたわけではありませんが、入国前 14 日以内に当該国・地域に滞在歴のある新型コロナウイルス感染者から変異ウイルスが検出されたことを踏まえ、予防的観点から指定して公表するものです。

国・地域	指定日	措置の実施開始日時(日本時間)
アイルランド、イスラエル、イタリア、オーストラリア、オランダ、デンマーク、フランス、ベルギー	令和2年12月26日	令和2年12月30日午前0時
カナダ(オンタリオ州)	令和2年12月27日	令和2年12月31日午前0時
スイス、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、リヒテンシュタイン	令和2年12月28日	令和3年1月1日午前0時
アメリカ合衆国(コロラド州)、カナダ(ケベック州)	令和2年12月30日	令和3年1月3日午前0時
<u>アメリカ合衆国(カリフォルニア州)、アラブ首長国連邦※、ドイツ</u>	<u>令和2年12月31日</u>	<u>令和3年1月4日午前0時</u>

(別添)

水際対策強化に係る新たな措置（４）
（抜粋）

令和２年１２月２６日

３．検疫の強化

国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域（英国及び南アフリカ共和国は除く）（注１）からのすべての入国者及び帰国者（ビジネス・トラック及びレジデンス・トラックによる入国者及び帰国者を除く。）について、本年１２月３０日から令和３年１月末までの間、出国前７２時間以内の検査証明を求めるとともに、入国時の検査を実施する。検査証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る。）で１４日間待機することを要請する。

（注１）該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表する。１２月２６日現在、該当する国・地域は以下のとおり。

フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル

（注２）本邦への上陸申請日前１４日以内に注１の国・地域に滞在歴のある入国者及び帰国者を対象とする。

（注３）上記３．に基づく措置は、１２月３０日午前０時（日本時間）から行うものとする。今後指定された国・地域については、指定の日の４日後の日の午前０時から実施する。